

外ぼう障害に係る障害等級の見直しに関する専門検討会報告書(概要)について

本年6月に外ぼうの著しい醜状に関する男女の障害等級に5等級の差を設けていることは、憲法第14条第1項に違反するとした地裁判決が確定した。

当該判決の趣旨等を踏まえ、「外ぼう障害に係る障害等級の見直しに関する専門検討会」を設置し、平成22年8月5日の第1回から第3回にわたって検討会を開催し、外ぼう障害に係る障害等級の見直しについて検討を行ったもの。

◆専門検討会について

外ぼう障害に係る障害等級について、男女の障害等級設定の在り方や男女差を残すべき事情の存否等の検討課題について計3回の検討会を開催

【専門検討会委員】

岩出 誠(弁護士)

小賀野晶一(千葉大学大学院専門法務研究科教授)

嵩さやか(東北大学大学院法学研究科准教授)

保阪善昭(昭和大学名誉教授)

松島正浩(東邦大学名誉教授)

◎山口浩一郎(上智大学名誉教授)

※◎は座長

◆検討内容について

- 1 判決の趣旨
- 2 男女差を残すべきやむを得ない事情の存否
- 3 男女差を解消する方向での障害等級設定の在り方
 - ① 外ぼう障害の労災保険における評価の在り方
 - ② 外ぼう障害の治療の現状
 - ③ 外ぼう障害の障害等級の格付け、段階設定の考え方 等

◆検討会報告書のポイント

○男女別となっている外ぼう障害に係る障害等級の規定を改め、性別に関わりない規定とすること

○現行の女性の等級を基本として改正すること

○その上で、外ぼう障害に係る医療技術の進展を踏まえ、醜状の程度を相当程度軽減できるとされる障害については、新たに設定する障害等級により評価すること

とされ、以下の障害等級表見直し案が提案された

障害等級表 (抄)

改正後		現 行	
障害等級	身体障害	障害等級	身体障害
第7級	12 外貌に著しい醜状を残すもの	第7級	12 女性 <u>の</u> 外貌に著しい醜状を残すもの
第9級	13 外貌に相当な醜状を残すもの (新設)	第9級	—
第12級	13 外貌に醜状を残すもの 14 (削除)	第12級	13 男性 <u>の</u> 外貌に著しい醜状を残すもの 14 女性 <u>の</u> 外貌に醜状を残すもの
第14級	10 (削除)	第14級	10 男性 <u>の</u> 外貌に醜状を残すもの